

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

平成16年第3回
福島町議会臨時会
平成16年11月8日(月曜日)第1号

提出案件及び議決結果表			
議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	職員の給与に関する条例の一部改正について	11月8日	原案可決
2	渡島廃棄物処理広域連合を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に関する協議について	11月8日	原案可決
3	南茅部町の渡島廃棄物処理広域連合脱退に伴う財産処分に関する協議について	11月8日	原案可決
4	渡島広域市町村圏振興協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島広域市町村圏振興協議会規約の変更に関する協議について	11月8日	原案可決
5	渡島支庁管内公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島支庁管内公平委員会規約の変更に関する協議について	11月8日	原案可決

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会報告

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第2号 渡島廃棄物処理広域連合を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に関する協議について

日程第6 議案第3号 南茅部町の渡島廃棄物処理広域連合脱退に伴う財産処分に関する協議について

日程第7 議案第4号 渡島広域市町村圏振興協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島広域市町村圏振興協議会規約の変更に関する協議について

日程第8 議案第5号 渡島支庁管内公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島支庁管内公平委員会規約の変更に関する協議について

出席議員(13名)

議長	14番	溝部幸基	副議長	13番	金沢秀一
	1番	杉村志朗		2番	金澤安治
	3番	滝川明子		4番	成田民夫

5番 平野隆雄
8番 杉村欣一
10番 佐藤孝男
12番 安藤安雄

7番 佐藤多市
9番 要田東
11番 加藤雅行

欠席議員（1名）

6番 平沼昌平

出席説明員

町長	村田 駿	助役	竹下 泰弘
総務課長	丁子谷 雅男	企画財政課長	原田 恵悦
保健環境課長	川岸 勤		
教育長	金谷 裕	監査委員	工藤 享

職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	大坂屋 昌輝	議会事務局主幹	石堂 一志
議事係	住吉 真由美	議事係	阿部 千華

（開会 午前10時00分）

開会・開議宣告

議長（溝部幸基） おはようございます。
ただいまから平成16年第3回福島町議会臨時会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

町長あいさつ

議長（溝部幸基） 日程に入る前に、申し出がありますので、村田町長のあいさつを行います。
村田町長。

町長（村田駿） おはようございます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中、第3回福島町議会臨時会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本議会に提案の議案は、5件でございます。議案の内容につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

11月3日文化の日に開催いたしました、平成16年福島町表彰式は、議員の皆様をはじめ、多くの方々のご出席により挙行できましたことを、厚くお礼申し上げます。

また、秋の叙勲において、元福島町議会議長奈良光春氏が旭日双光章受賞の栄に浴されましたこと、議員の皆様もご承知のところでございますが、あらためてお祝いとお慶びを申し上げる次第でございます。

なお、昨日開催の第22回南北海道駅伝競走大会は、111チーム参加のもと、天候にも恵まれ、事故もなく、無事終了できましたことをご報告し、私のあいさつといたします。

議長（溝部幸基） 村田町長のあいさつが終わりました。

会議録署名議員の指名

議長（溝部幸基） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則に基づき、7番佐藤多市議員、8番杉村欣一議員を指名いたします。

議会運営委員会報告

議長（溝部幸基） 日程第2 議会運営委員会の報告を求めます。
安藤議会運営委員会副委員長。

12番（安藤安雄） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る、11月1日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

次に、会期については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長（溝部幸基） 議会運営委員会の報告を終わります。

本日の議事は、ただいま安藤議会運営委員会副委員長より報告がありましたように進めてまいります。

また、諸報告もすでに印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

会期の決定

議長（溝部幸基） 日程第3 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（溝部幸基） 日程第4 議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

丁子谷総務課長。

総務課長（丁子谷雅男） それでは、臨時会議案の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正について。

提案の内容についてご説明をいたしますので、別冊で配付をしております、臨時会議案説明資料をご覧くださいと思います。

1ページでございます。まず、1の提案理由でございますけれども、今年度の人事院勧告に基づきまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等が10月28日に公布をされました。これに伴いまして、町においても国に準じて職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の内容につきましては、今回は寒冷地手当の抜本的な見直しによる改正となっております。

まず、支給額では、約4割の引き下げとなりますけれども、これは扶養者が3名以上の世帯主の、現在20万2,300円が最高の支給額でございますけれども、改正により、最終的には11万6,800円となり、差し引き8万5,500円が引き下げとなるものでございます。

の支給方法につきましては、これまでの一括支給から月額制、これは11月から翌年の3月までの5カ月間になりますけれども、この支給に変更となります。

の経過措置でございますけれども、激変緩和措置としまして、当町の場合は3年間で段階的に削減をしていくこととなります。その内容としましては、基本的には1年目には3万円の削減、そして2年目には5万円、3年目には7万円が削減されていくということになります。

3として、施行期日につきましては、公布の日から施行するという事としております。

4の改正による減少の見込額でございますけれども、表の右の増減欄をご覧くださいと思いますけれども、対象職員数では先般の教育委員の選任により1名の減、そして、寒冷地手当額におきましては改正の引き下げによりまして、総体で409万5,000円の減となるものでございます。

新旧の寒冷地手当支給の比較表につきましては別紙のとおりということで、次の2ページに記載をしております。

左端の改正前の世帯等の区分欄に記載をしておりますとおり、これまでは世帯主の扶養3人以上から一番下のその他の職員まで4つの区分となっておりますけれども、改正後は、これが3つの区分にまとめられることとなります。そして、経過措置期間の欄に記載のとおり支給額が11月から3月までの5カ月間におきまして、それぞれ月額支給となるものでございます。

なお、経過措置期間における手当額の計算方法例を例1、そして例2ということで記載をしておりますので、これは参考にさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、議案第1号に係る提案説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3番 滝川明子議員。

3番（滝川明子） 1点のみ。職組との話し合いはどのようになっておりますか。

議長（溝部幸基） 丁子谷総務課長。

総務課長（丁子谷雅男） 職員組合との協議ということでございますけれども、職員組合にもこの人事院勧告が出た段階で、この内容も説明しまして、基本的には今提案しております国に準じてこれまでも人勧どおりの施行をしておりますけれども、それに準じて今年度も対応するという事で確認をしております。

議長（溝部幸基） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（溝部幸基） 起立多数であり、議案第1号は可決いたしました。

議案第2号 渡島廃棄物処理広域連合を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に関する協議について

議長（溝部幸基） 日程第5 議案第2号 渡島廃棄物処理広域連合を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川岸保健環境課長。

保健環境課長（川岸勤） それでは、臨時会議案の3ページをお開き願いたいと思っております。

議案第2号 渡島廃棄物処理広域連合を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に関する協議についてであります。

協議内容につきましては、臨時会議案説明資料で説明いたしますので、資料の3ページをお願いいたします。

議案第2号関係、渡島廃棄物処理広域連合を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に関する協議についてであります。

1、提案理由についてでございます。

平成16年12月1日付けをもって、南茅部町が函館市に編入合併することに伴い、地方自治法第291条の11及び同法第291条の3第1項の規定により、脱退させること及び渡島廃棄物処理広域連合規約を変更することの協議であります。

次の2の改正内容、規約の一部変更についてでございます。

現行の広域連合組織は13町が構成町となっておりますが、南茅部町が函館市に編入されるため、1町南茅部町を削る変更等を行うものであります。

規約第2条で変更後の構成町は、南茅部町を除いた12町とするものであります。

次に7条関係で、広域連合の議会議員の定数で、南茅部町の脱退によりまして、現行27人を25人に変更するものであります。

第8条関係で、広域連合議員の選挙の方法で、南茅部町の定数2人を削るものであります。

次に別表関係で、規約第17条において、構成町の負担割合を別表で定めている表の中で南茅部町を削るものであります。

次に3の南茅部町の渡島廃棄物処理広域連合脱退に伴う広域連合負担金の納付に関する協定書は、別紙のとおりでありますので4ページをお開き願います。

別紙、南茅部町の渡島廃棄物処理広域連合脱退に伴い、渡島廃棄物処理広域連合の規約第17条第2項で定める負担金の納付に関し、次のとおり協定するものとする。

まず始めに、構成町の負担区分につきましては、議会費、総務費の管理費と、ゴミ処理施設等の関係の施設建設費、それに伴う維持運営費の3区分で負担をしております。

1で、広域連合を脱退する平成16年度分につきましては、全額を負担するものとする。

2で、管理費及び維持運営費については、平成17年度以降分は納付を要しない。

3で、施設建設費については、17年度から平成29年度までの分の全額を合併された函館市に引き継ぎし、各年度ごとに納付するものとする。

この場合、実績ゴミ量につきましては、平成15年度のゴミ排出量割合で算出した額を毎年度納付するものとする内容で、施設建設費での借入元金、利子の償還分については、起債償還が終了する平成29年度までの全額を函館市に引き継ぎをしまして、毎年度ごとに納付しようとする内容の協定書となっております。

なお、変更規約は、北海道知事の許可のあった日から執行するものであります。

以上、簡単ですが、議案第2号に係る渡島廃棄物処理広域連合規約の変更等に関する協議についての提案説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

13番金沢秀一議員。

13番（金沢秀一） この南茅部町が、最初は13町で構成して、次世代型焼却炉ですか、ガス化溶融炉造ったわけですね。62トンのを確か2基造ったのですよね。それで今しょっちゅうトラブルが起きて5,000トンくらいが焼却できないような状態になっていると。それで今、あの13町が加わって建設したものなのだから各町にも責任があるのではないかという、その責任問題が問われてきていると思うのです。するとこれ、南茅部は脱退することによって、そういう責任は一切もう問われないということなのですか。その1点だけ教えてください。

議長（溝部幸基） 村田町長。

町長（村田駿） まず、基本的には、今保健環境課長が説明した、その債務の起債とか、そういう関係は函館市に引き継ぎはされますが、これからの12月1日以降の施設の、やはりそのトラブルも含んだことが例えばあった場合においては南茅部町が関係あるか、ないかということかと思えますけども、その段階にお

いてはもうこの13町の構成の枠から12月1日をもって南茅部町が外れるわけですから、そちらのほうは関係なくなろうかと、そう思っています。

議長（溝部幸基） 13番金沢秀一議員。

13番（金沢秀一） 広域の、この前も会議があったのですが、何か初期の計画に過ちがあったようなことを言ったのですよね。すると、その初期の計画のときには13町の町長が加わっているわけでしょう。村田町長はそのとき確か保健環境課長かなにかやっていたと思うのですが、僕はなにか、この炉にはかなり疑問持っていたわけですよね。どうですか。今でもこれが次期世代の焼却炉でふさわしいものだと思っ

それと、1,400度まで熱を上げて、どうしてガラス状にしなければだめなのか。そうでなくて、1,200度くらいで最終処分場に埋めているところも最近出てきました。その点もし、今、町長の立場として、いやこれからもこれを続けていくのか、もっと別の炉を考えるのか。結局5,000トンがもう焼却できないというような、この前の会議では報告でした。最初のあれでは、優に100トンは、24時間稼動していたら100トンは処理できるのだけれど、しょっちゅうトラブルを起こしていますよね。上磯のあの炉ばかりでなく、全国でこの形の炉はトラブルをずっと起こしていますよね。だから、これから、今度は12町ですよ。12町でまたいろんな構成していくと思うのですが、村田町長はその点どう思っていますか、この炉に関して。

議長（溝部幸基） 村田町長。

町長（村田駿） 確かに今までトラブルあって、やはり大野、七飯、森ですか、そちらの最終処分場のほうに埋め立てをしていると、そういう経緯もあります。現実的にゴミ量も当初の計画よりも上回っていると、それも先般事務局のほうから話を聞きました。

そういう中で、この現実的に、13町設立時においては、かなりの金をかけてやったわけでございますし、それから、私も保健環境課長担当したときには、すでにこの関係についてはもう走っておりまして、もちろん今のガス化溶融炉、この辺の機種を選定した段階でも我々は全く、一担当課長でありましたからその辺の猶予はなかったのですが、やはり現実的には今金沢議員さんおっしゃっているように、トラブルもあり、当初の目標よりもゴミも多く出ていると。

しかし、私は今、強く上磯あるいは七飯の町長方に話しているのは、やはり上磯、七飯そして大野の量が当初の計画よりもかなり大幅にゴミが出ているわけです。ですから、財政的に厳しい西部地区4町においてもリサイクルプラザを造って減量化に努めている中で、できればそういうようなことを検討していただきたいと、これは強く今話しております。合わせて今までの負担割合のほうも、やはりゴミの実績量、これをやはり主にした負担割合にすべきではないかと、そういうようなことも今実は話をしております、これらについてはまた担当課長等の中でも協議されるべく議題になっておりますし、そしてまた今度12町になるわけですが、助役等が集まった、そういう協議する場が今までなかったのですが、先般、助役会の会長を通じて、その12町の構成町の助役会のほうでも、今後のそういう負担割合等については協議するということ、管理者である上磯の町長のほうから助役会の会長のほうにもそういう話もされているところでございます。

ただ、いずれにしてもトラブル、全国的にもそんなに例ない施設でございます。トラブル等も生じていることも聞いておりますが、やはり私どもにすると、新たに施設が云々というようなことではなく、やはり今の施設がトラブルなく、そして福島町から出されるゴミが何ら心配なく向こうのほうで処理していただければ、私はそれでいいのであって、ですから12町から出るゴミが適正に処理されるような運営なり管理をこれからもまた強く申し出ていかなければならないと、現時点ではそういう考え方であります。

議長（溝部幸基） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(溝部幸基) 起立多数であり、議案第2号は可決いたしました。

議案第3号 南茅部町の渡島廃棄物処理広域連合脱退に伴う財産処分に関する協議について

議長(溝部幸基) 日程第6 議案第3号南茅部町の渡島廃棄物処理広域連合脱退に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川岸保健環境課長。

保健環境課長(川岸勤) それでは、臨時会議案の5ページをお開き願います。

議案第3号南茅部町の渡島廃棄物処理広域連合脱退に伴う財産処分に関する協議についてであります。

協議内容につきましては、臨時会議案説明資料で説明いたしますので、資料の5ページをお願いいたします。

議案第3号関係南茅部町の渡島廃棄物処理広域連合脱退に伴う財産処分に関する協議についてであります。

1、提案理由についてでございます。平成16年12月1日付けをもって南茅部町が函館市に編入合併することに伴い、地方自治法第291条の13において準用される同法第289条の規定により、南茅部町の渡島廃棄物処理広域連合脱退に伴う財産処分についての協議であります。

次に2の協議内容についてでございます。財産に関する協定書を渡島廃棄物処理広域連合長と南茅部町長との間で締結して、脱退に伴って南茅部町は渡島廃棄物処理広域連合の利用に供する建物、債権及び債務等すべての財産を放棄し、渡島廃棄物処理広域連合に帰属しようとするものであります。

以上、簡単であります。議案第3号に係る南茅部町の渡島廃棄物処理広域連合脱退に伴う財産処分に関する協議についての提案説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

9番 要田東議員。

9番(要田東) この前の議案で、負担金を納付すると、建設費ですね。それで、この議案では、協議は財産をすべて放棄するというので、南茅部町のほうでは一切不満とか、そういうものがなかったのかどうか。

議長(溝部幸基) 川岸保健環境課長。

保健環境課長(川岸勤) 確かにただいまの議案では債権、債務すべてを放棄するという形の中で、先ほども説明しましたとおり、建設費の施設建設に伴う元金と利子に相当する分を平成29年度の償還年度まで負担をするという形の中で、南茅部町のほうから疑義というふうな形のことなかったのかということでございますけれども、この施設建設費の相当分につきましては、先般の10月22日の連合の定例会、その前段の運営委員会、そういう形の中で南茅部町、それと、それに関連する函館市のほうの了承は得ております。以上です。

議長(溝部幸基) ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 3 号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(溝部幸基) 起立多数であり、議案第 3 号は可決いたしました。

議案第 4 号 渡島広域市町村圏振興協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島広域市町村圏振興協議会規約の変更に関する協議について

議長(溝部幸基) 日程第 7 議案第 4 号渡島広域市町村圏振興協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島広域市町村圏振興協議会規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画財政課長。

企画財政課長(原田恵悦) 臨時会議案の 7 ページをお開き願います。

議案第 4 号渡島広域市町村圏振興協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び渡島広域市町村圏振興協議会規約の変更に関する協議についてでございます。

提案理由につきましては、臨時会議案説明資料でございますので、6 ページをお開き願います。

議案第 4 号関係でございます。

1、提案の理由についてでございます。平成 16 年 12 月 1 日付けをもって、戸井町、恵山町、椴法華村及び南茅部町が函館市に編入合併することに伴い、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、脱退させること及び渡島広域市町村圏振興協議会規約を変更することの協議でございます。

2、改正内容についてでございます。現行は、1 市 15 町 1 村の渡島支庁管内全市町村が構成市町村となっておりますが、戸井町、恵山町、椴法華村及び南茅部町が函館市に編入されるため、これら 3 町 1 村を削る変更を行うものでございます。

変更後の構成町でございますが、3 町 1 村を削り、1 市 12 町でございます。

なお、森町、砂原町につきましては、11 月 2 日で議決してございます。

附則で、この規約は平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

以上で議案第 4 号関係の提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

10 番佐藤孝男議員。

10 番(佐藤孝男) 私、今回こういう協議会、振興協議会とこういう名を知ったわけですが、主にどういふことを協議されているのか、その内容をちょっとお知らせ願います。

議長(溝部幸基) 原田企画財政課長。

企画財政課長(原田恵悦) 管内での主な広域的な事業という格好の中で、特に近年は新幹線の開通等に伴う着工の要望活動、それからここで言いますと渡島半島道路等、これらの整備促進という格好の中での要望等の事務を司っている協議会でございます。

議長(溝部幸基) そのほか、質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 4 号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(溝部幸基) 起立多数であり、議案第 4 号は可決いたしました。

議案第5号 渡島支庁管内公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島支庁管内公平委員会規約の変更に関する協議について

議長（溝部幸基） 日程第8 議案第5号渡島支庁管内公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島支庁管内公平委員会規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

丁子谷総務課長。

総務課長（丁子谷雅男） それでは引き続き、臨時会議案の9ページをお願いしたいと思います。

議案第5号渡島支庁管内公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島支庁管内公平委員会規約の変更に関する協議について。

提案内容等につきましては、別冊の議案説明資料の7ページをお願いしたいと思います。

議案第5号関係において、1として提案理由でございますが、ただいまの議案第4号と同様、平成16年12月1日の3町1村の函館市への編入合併に伴いまして、地方自治法の規定により、脱退させること及び渡島支庁管内公平委員会規約変更に関して協議の議決を求めるものでございます。

2の改正の内容につきましては、現行は26の地方公共団体で構成しておりますけれども、函館市への編入合併に伴いまして、下の別表に記載をしておりますアンダーラインを引きました3町1村及び2組合を削除する変更を行うものでございます。

なお、この規約は平成16年の12月1日から施行することとしております。

以上、簡単ですが、議案第5号に係る提案説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（溝部幸基） 起立多数であり、議案第5号は可決いたしました。

閉会の議決・宣告

議長（溝部幸基） 以上で、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしましたので、第3回福島町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、第3回福島町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前10時36分）